

## 調査報告書【概要版】

本報告書は、令和6年1月29日に当該学校長から提出のあった報告書を基に、本市の公表ガイドラインに従って、習志野市いじめ問題対策委員の確認のもと、事務局が公表のための概要版として作成したものである。

### 1. 事案の概要について

いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号、第2号該当事案

対象児童（以後、A）は令和4年度から令和5年度にかけて同じ学年の複数の児童から悪口を言われたり、叩かれたり、蹴られる、疎外される等の行為を受けており、令和5年度2学期から登校ができない状況となり、転校に至った。本事案がAに与えた精神的苦痛は計り知れず、本件はいじめ重大事態に該当する。

### 2. いじめの定義等

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものである。

本事案は、上記のいじめ防止対策推進法第2条第1項の定義に則り、いじめ行為を調査、認定したものである。

### 3. いじめ行為の認定について

- ・令和4年度から令和5年度1学期にかけて、複数の児童から悪口や叩かれる、蹴られる、疎外される等の行為を受けた。

### 4. 学校等の対応について

令和4年度、Aはある児童から登下校時に悪口を言われたり、押されたりすることがあった。別日の下校時にその児童ともう1人の児童から追いかけられ、暴言を言われ、複数回、肩を叩かれる、足を蹴られるといった事案があった。また、Aは上述とは別の児童との間において起きた登校時の行き違いについて、その児童から強い口調で迫られることがあった。これらの各事案については、発生の度にAの保護者が当時の担任に相談し、当時の担任は、関係児童から聞き取りを行い、事実確認を行った上で指導し、関係保護者にも連絡を行った。

学校は今年度に入り、クラス替えの際に、Aとトラブルがあった児童を別の学級にする対応を行った。

令和5年度1学期の下校時に、前年度にトラブルのあった児童を含む2名から暴言を言われ、傘の水をかけられることがあった。その事案に対して今年度の担任が事実確認を行い、指導を行った。この他に、Aは1学期中に友人関係において、疎外感を抱くことが複数回あり、夏休みを迎えた。2学期が始まる際に、Aは学校のことを考えると夜眠れなくなるなど、大きな不安を抱くようになり、2学期から学校に登校することができなくなった。

校長および担任は、Aの登校に向けて、AやAの保護者との面談等を重ねたが、Aの不安を取り去ることはできなかった。AおよびAの保護者は、安心した環境での学校生活

を望み、転校に至った。

学校は、Aが転校する前に、学級の児童に対し、コミュニケーションに関するアンケートを実施した。アンケートの中で「嫌なことをしている人を見た」「嫌なことをしたことがある」等の回答した児童に聞き取りを行ったがAに関係する事案は確認されなかった。

令和4年度から令和5年度1学期にかけて、発生し事実確認した個々の事案やAが抱いた疎外感などにより、Aが大きな不安を感じ、登校できなくなってしまったことから、Aがいじめを受けたと学校は認定した。

学校は、本事案を振り返り、次の2点を主な課題と捉えている。

- ① Aの精神的な苦痛に早期に気づき、Aの気持ちに寄り添い、担任一人に対応を任せるのではなく、組織的にAをサポートし、Aの保護者と連携を図ることにより、登校への不安を取り除いたり、A及びA保護者からの信頼が得られたりした可能性があったこと。
- ② 学級の児童に対して、良好なコミュニケーションの取り方に対する指導や「いじめとは、相手の心や体が苦痛に感じたらいじめである」というように発達の段階に応じたいじめ未然防止の指導をより多く行うことで、お互いの気持ちを思いやる心の育成やいじめ防止に対する児童の意識、コミュニケーション能力の育成が図れ、Aが疎外感を抱くようなことを防ぐことができた可能性があったこと。

## 5. 今後の再発防止について

学校は、普段からの児童観察や異年齢交流活動を通して人間関係作りを行うなどいじめの未然防止・早期発見・早期解消に努めてきたが、再発防止に向けて以下の取り組みを行う。

### (1) 確実な児童理解といじめに対する適切な早期対応の体制・組織作り

- ① 職員室に掲示している毎日の欠席者一覧を基に、「欠席事由・何日続いているか・連絡がついているか」等を含めて、印をつけながら管理職を含め教職員で共有し、担任以外の教職員も協力しながら児童や保護者への働きかけを確実に行う。
- ② 年間3回の定期的な教育相談週間だけでなく、授業や休み時間などの関わりの中で、いつでも相談ができること、担任以外の相談でもよいことを今まで以上に周知し実践する。
- ③ いじめ対応マニュアルの見直しと職員への周知徹底。
- ④ 指導の意図が伝わるような伝え方や声掛けなどOJTによる研修や教育相談に関する校内研修を行い、効果のある指導ができるように教職員の指導力の向上を図る。
- ⑤ 進級時に引継ぎをしっかりと行い、事後の確認をいじめ解消まで続けていくことなど教職員にいじめに対する対応方法の周知を徹底し、確実に実践していく。

### (2) いじめは許されないこと、やってはいけないことという風土の醸成や児童のコミュニケーション能力の育成

- ① いじめは絶対にいけないことを全児童に周知し、児童会を中心にいじめの防止キャンペーン(仮称)を行い、児童への啓発を図る。その際に、「相手の心や体が苦痛に感じたらいじめ」である等、「いじめ」の定義について発達段階に応じた指導を行う。
- ② 学年集会で、いじめは絶対にやってはいけないことを伝えていく。また、よいコミュニケーションができるよう学年集会や学級での取り組みを行っていく。

- ③ 異年齢交流など、人と人とのつながりを感じる活動を行い、相手の気持ちを感じ取り、やさしさをもって行動ができるようにする。
- ④ 善悪を判断することに加えて、人の気持ちを汲み取ったうえで行動すること、つらい気持ちや嫌な気持ちになった時は、周囲の人に相談しながら解決に結びつくように発信することを、場面をとらえて指導し養う。

## 6. 調査主体と組織

### (1) 調査主体

学校を主体とした調査

### (2) 構成メンバー

校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、教育相談担当、養護教諭、当該学年主任、学級担任、前年度の学年担任、スクールカウンセラー、PTA会長

<指導助言>

習志野市いじめ問題対策委員

習志野市教育委員会指導課職員